

THANKS(サンクス)運動協賛団体等規約

THANKS (サンクス) 運動推進会議

(趣旨)

第1条 この規約は、「THANKS (サンクス) 運動」(以下、「運動」という。)実施要綱第7に基づき設置する、「THANKS (サンクス) 協賛団体等」(以下、「協賛団体等」という。)に関する事項について定める。

(資格)

第2条 協賛団体等とは、運動の趣旨に賛同する企業、団体及び個人とする。

(役割)

第3条 協賛団体等は、次の項目のいずれかに協力する。

- (1) 運動に対する寄付及び寄贈行為
- (2) 運動の周知・広報啓発活動
- (3) 各協賛団体等が有する機能を活かした運動への協力等

(加入・退会)

第4条 協賛団体等の加入にあたっては、協賛団体等入会申込書に必要事項を記載し、会長に提出するものとする。

- 2 協賛団体等は、退会する1カ月前までに退会届を会長に提出することで退会することができる。

(譲渡・名義変更の禁止)

第5条 協賛団体等は、協賛団体等資格を譲渡し、または名義変更することはできない。

(除名)

第6条 協賛団体等が、次のいずれかに該当するときは、会長の判断により除名することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると合理的に判断されるとき。
- (2) 運動の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) 協賛団体等としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。

(その他)

第7条 協賛団体等は次の特典を受けることができる。

- (1) THANKS (サンクス) 運動ホームページへの名称・リンク等掲載
- (2) 広報誌・各種報告物等の配布

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協賛団体等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規約は、平成30年3月13日から施行する。